

令和元年台風19号 災害緊急保証制度

茨城県信用保証協会は、台風19号で被害を受けられた中小企業の皆様を対象とした「令和元年台風19号災害緊急保証制度」を創設し、資金繰りのサポートをしております。

令和元年台風19号災害緊急保証制度（台風19号緊急）概要

ご利用 いただける方	台風19号に伴う災害により被害を受けられた以下の中小企業者 (茨城県内に事業所を有し、保証対象業種を営む中小企業者に限る。)	
	対象者Ⅰ	対象者Ⅱ
	市町村長から罹災証明等を受けた方	中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる市町村長（注1）の認定を受けた方（注2）
保証限度額	一般保険にかかる保証 法人・個人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	経営安定関連特例保険にかかる保証 法人・個人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
責任共有制度	責任共有対象 特別小口保険の場合は対象外（注3）	責任共有対象外
信用保証料率	年0.25%～1.70%（基準保証料率より0.20%引下げ） 特別小口保険にかかる保証は年0.70%（注3）	年0.70%
融資利率	金融機関所定利率	
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業の再建に必要な資金を含む）	
保証期間	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転資金10年以内（据置期間2年以内） 設備資金20年以内（据置期間2年以内） 運転設備併用10年以内（据置期間2年以内）	
担保	必要に応じて	
保証人	原則法人代表者のみ（個人事業主の方は原則不要）	
添付資料	市町村長が発行する「罹災証明書等」（注4）	市町村長が発行する「中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定書」
取扱期間	令和元年10月18日から令和2年3月31日（保証申込受付分）まで	

(注1) 告示にて指定された地域（茨城県内30市町村：令和元年10月25日現在）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町

(注2) 認定基準（①かつ②に該当することが必要）

①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

②令和元年台風第19号の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

(注3) 特定非営利活動法人の保証料率及び責任共有制度は以下のとおりとなります。

①特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする特定非営利活動法人を除く）で特別小口保険にかかる保証の保証料率は年0.60%、責任共有対象となります。

②医業を主たる事業とする特定非営利活動法人で特別小口保険にかかる保証の保証料率は年0.70%、責任共有対象外となります。

(注4) 事業用資産にかかる罹災証明書等の写しを添付してください。

(注5) 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します！

茨城県信用保証協会

ホームページはこちら



LINE@はこちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
保証課県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
保証課県北グループ ☎029-224-7826
調整課期中支援グループ ☎029-224-7813

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
保証課県南グループ ☎029-826-7812
保証課県西グループ ☎029-826-7826
調整課期中支援グループ ☎029-826-7813

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
経営支援課 ☎029-224-7858
創業支援課 ☎029-224-7865